

長崎県警察の足痕跡取扱いに関する訓令（概要）

（平成12年12月20日 長崎県警察本部訓令第32号）

（最終改正 平成27年4月2日）

この訓令は、長崎県警察における足痕跡取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 用語の意義
- 足痕跡の採取
- 足痕跡の送付
- 受理足痕跡の処理
- 被疑者足痕跡照会
- 鑑定嘱託
- 履物底写真票
- 足痕跡資料の保管及び解除
- 被疑者足紋票
- 備付け簿冊

等である。